

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

—昨年、平成の時代が終わりを告げ、新しく令和の時代を迎えました。

平成の30年間は女性をめぐる社会状況が大きく変化を遂げた期間でした。性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて「男女共同参画社会基本法」が制定されたのが平成11年です。県でも平成13年に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。しかし、男女平等の国際比較を表すジェンダー・ギャップ指数[※]は日本は0.652で153カ国中121位（2019年12月発表）と、欧米諸国との比較のみでなく、アジアの中でも下位に沈んでいるのが現状です。

平成27年に国連で決定された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17の目標のうち5番目の目標としてジェンダー平等を掲げ、さらに「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、全ての目標とターゲットにおける視点において死活的に重要な貢献をするものである」としています。このように、男女共同参画社会の実現は極めて重要なものであるということは、国際社会共通の理解となっています。

女性の働く環境も大きく変化しています。全国的に、共働き家庭が増え、平成9年以降は、専業主婦世帯数を上回り、平成24年以降はその差が急速に拡大しています。働く女性が増え、子育て期の女性の就業率や第1子出産前後の女性の就業継続率も上昇しています。

国では、女性活躍の旗を大きく掲げ、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。県でも、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」を策定し、すべての女性とその能力を十分に発揮して活躍できるよう、取組を進めてきました。

しかし、女性の就業状況などは少しずつ改善されてはいるものの、男性は長時間労働で帰宅時間が遅く、女性に家事・育児等の負担が偏りがちで、男女ともに希望する「ワーク・ライフ・バランス」の実現には至っていないという課題が残っています。奈良県では、依然として固定的性別役割分担意識が根深いという背景が原因の一つとして考えられます。

この計画は、奈良県で働き暮らすすべての人々が、青年期から壮年期までそれぞれのライフステージを通して、自らの能力を最大限に発揮し、それぞれが考える幸せを実現できる奈良県づくりを進めるための計画です。

男女共同参画社会の実現のためにも、女性の活躍を推進するためにも、固定的性別役割分担意識の払拭や、女性の就労支援や男女ともに働き方改革、女性の人権尊重の取組は引き続き進めていかなければなりません。しかし、根深い固定観念の払拭には、従来のような啓発だけでは足りず、具体的な仕組みをつくり根付かせることにより、人々の行動を変えていく段階にあるとの認識を持つ必要があります。

これに加えて、「男女」ととどまらず、幅広く多様な人々が、ひとりひとり自らの力を発揮して、働き、暮らし、それぞれの幸せを実現するためには、生活の中にある「主体的に選択して過ごす時間」を意識し、この時間の充実が仕事にも好影響を与える、すなわち、仕事と生活の間で相乗効果をもたらすとい

[※]世界経済フォーラムが2006年より公表しているレポート Global Gender Gap Report（『世界男女格差レポート』）にて公表されている、世界の各国の男女間の不均衡を示す指標。指標は経済・教育・政治・健康の4分野の14の変数を総合してつけられており、1に近いほど男女平等が達成されている。

う「ワーク・ライフ・シナジー」の考え方が重要です。

そこで、この計画では、「ワーク・ライフ・シナジー」を「日常生活の充実と仕事の充実が互いに好影響を与えること」と定義し、この視点に立って、「仕事でも、生活でも、自分らしく力を発揮し、幸せを感じられる男女を増やすこと」、「固定観念の払拭など社会全体の意識の変化を促し、誰もが働きやすく暮らしやすい活力ある奈良県をつくること」を目標にしました。

なお、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等、人々は、働き方、暮らし方の改革を迫られました。自粛生活の中で、女性にケア労働の負担がより重くかかるといった状況も浮き彫りになりました。一方で、テレワークやオンライン活用による在宅勤務など、女性活躍の新たな可能性もクローズアップされています。この計画では、ウィズコロナ、アフターコロナの時代における奈良県での新しい働き方・暮らし方を描くことにも努めました。

新しい働き方と暮らし方を進め、人々の意識変容を起し、男女がそれぞれ力を発揮して、誰もが働きやすく暮らしやすい活力ある奈良県となることを目指して、この計画に基づく取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、下記の3つの計画を一体的に策定するものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する「都道府県男女共同参画計画」
- (2) 奈良県男女共同参画推進条例（平成13年7月奈良県条例第5号）第9条第1項に規定する「男女共同参画計画」
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。）第6条第1項に規定する「都道府県推進計画」

この計画は、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」を踏まえ、奈良県男女共同参画県民会議をはじめとする県民の皆様のご意見・ご提案を参考に、奈良県男女共同参画審議会から提出された答申に基づき、策定しました。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「女性活躍加速のための重点方針」や県の基本戦略である「奈良新『都』づくり戦略」との整合性を図っています。

3 計画の期間

計画の期間は2021（令和3）年度から2025（令和7）年度です。